

# 高齢者施設の災害対策支援業務委託 提案競技実施要項

## 【資料】

- 資料 1 仕様書（案）
- 資料 2 企画提案書作成要領
- 資料 3 提案項目配点表

## 【様式】

- 様式 1 提案競技参加申請書
- 様式 2 提案競技参加辞退届
- 様式 3 質問書
- 様式 4 配置計画
- 様式 5 見積書
- 様式 6 企画提案概要
- 様式 7 避難確保計画チェックリスト（案）
- 様式 8 避難確保計画作成アドバイスシート（案）
- 様式第 1-2 同意書
- 様式第 1-3 委任状
- 様式第 1-4 誓約書
- 様式第 1-5 役員名簿
- 様式第 1-6 個人用財務諸表

令和 8 年 4 月

## 1 業務委託契約の概要

### (1) 業務名

高齢者施設の災害対策支援業務委託

### (2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (3) 趣旨

本事業は、災害時の高齢者施設の防災力向上を支援するため、高齢者施設が策定している避難確保計画について、高い防災の知見を持つものが点検・助言を行うものである。

本件企画提案競技は、提出書類等の内容について、技術力、経験・実績、受託意欲などを総合的に採点し、最も高い点数を得た者を契約先最終候補として選定するものである。

本件提案競技実施要項は、高齢者施設の災害対策支援業務委託契約の相手方候補を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

### (4) 予算額

5,852 千円（消費税相当額を含む）

※予算額を超える場合は、失格とする。

### (5) 業務内容

資料1「仕様書（案）」のとおり

## 2 参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税に係る徴収金（本税及び延滞金等）を滞納していない者であること。（福岡市内に

事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと)。

- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

### 3 スケジュール(予定)

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 募集開始      | 令和8年4月17日(金)   |
| (2) 質問書締切     | 令和8年5月7日(木)12時 |
| (3) 参加申請締切    | 令和8年5月18日(月)   |
| (4) 企画提案書締切   | 令和8年5月21日(木)   |
| (5) 提案競技選定委員会 | 令和8年5月27日(水)   |
- ※プレゼンテーション・ヒアリング
- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (6) 事業者決定および通知 | 令和8年5月28日(木)(予定) |
| (7) 契約締結       | 令和8年6月上旬         |

※ 本提案競技においては、説明会は開催しない。質問がある場合には質問書を提出すること。提案競技選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施方法については別途連絡する。

※ 参加申請書を提出した後に辞退する場合は、様式2「提案競技参加辞退届」を提出すること。

### 4 提案に関する問い合わせ(質問書提出)

- (1) 質問書提出期限  
令和8年5月7日(木)12時まで
- (2) 質問書提出先  
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課  
電話番号:092-711-4319(直通)  
電子メール:[j-shido.PWB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:j-shido.PWB@city.fukuoka.lg.jp)
- (3) 質問書提出方法  
様式3「質問書」により、(2)に示す電子メールでのみ受け付ける。

なお、様式3「質問書」を提出した際は、必ず(2)に記載する電話番号に連絡すること。

(4) 質問についての回答

回答は、質問受理後、下記の市ホームページ上に掲載する。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

## 5 参加申請書・企画提案書の提出

(1) 提出締切

ア 参加申請書 令和8年5月18日(月)

イ 企画提案書 令和8年5月21日(木)

(2) 提出方法

- ・提出締切までに、(4)に記載する提出先へ電子メールにて提出すること。電子メール送付後は必ず(4)に記載する電話番号に連絡すること。
- ・データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)\_ (事業者名)\_参加申請書\_企画提案書」(※( )は各々必要事項を記載)とすること。
- ・提出書類の原本については令和8年5月21日(木)までに、特定記録または簡易書留で郵送すること(当日必着)。なお、やむを得ず持参する場合は、(4)に記載する住所へ持参すること。

(3) 提出部数

ア 参加申請書 原本：1部

電子データ：1ファイル

イ 企画提案書 原本：正本1部、副本8部(15ページ以内)

電子データ：1ファイル

(4) 提出先・問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所12階

福岡市福祉局事業者指導課 施設指導係

電話番号：092-711-4319(直通)

電子メール：[j-shido.PWB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:j-shido.PWB@city.fukuoka.lg.jp)

(5) 提出書類

**ア 参加申請書関係**

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～④の提出を免除する。(②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申請書(様式1)

注)JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業者構成団体一覧」を作成すること(書式は自由)。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書(法人の場合)

注)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

- ③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）  
注）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。  
注）法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。  
注）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。
- ④ 市町村税を滞納していないことの証明書  
注）福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、同意書（様式1-2）を提出すること。  
注）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
- ⑤ 消費税および地方消費税納税証明書  
注）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。  
注）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。
- ⑥ 委任状（様式第1-3号）  
注）この提案競技の案件に係る取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出すること。
- ⑦ 誓約書（様式第1-4号）  
注）様式第1-3号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
- ⑧ 役員名簿（様式第1-5号）  
注）様式第1-4号に、代表者および役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。  
注）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。  
注）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）
- ⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し  
注）直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。  
注）個人の場合は、様式第1-6号をもとに作成のうえ提出すること。

## イ 企画提案書関係

- ① 企画提案書の内容  
資料1「仕様書（案）」、資料2「企画提案書作成要領」を参照のうえ作成すること。
- ② 企画提案書と同時に提出する書類

様式4「配置計画」

様式5「見積書」

様式6「企画提案概要」

注) 企画提案書の内容を評価の項目ごとに、「企画提案概要(様式6)」にまとめること。

## 6 提案競技選定委員会

提案書等について詳細な説明を求めするため、提案競技選定委員会において、プレゼンテーション・ヒアリングを行う。

なお、提案競技選定委員会の詳細な時間、場所及び実施方法は、後日、対象事業者に通知する。

### (1) 日時

令和8年5月27日(水) 予定

### (2) 選定方法

提案競技選定委員会(以下「選定委員会」という)にて、事業者から提出された提案内容等を総合的に審議し、最優秀提案者を決定する。選定にかかる評価項目は、資料3「提案項目配点表」を参照とすること。

※ 評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

### (3) 結果通知

令和8年5月28日(木)以降に電子メール等で事業者に連絡する。また、別途、市ホームページにおいて公表する。

※ 選定結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

## 7 採点方法および契約相手方の決定方法

### (1) 採点方法

資料3「提案項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているかによって委員が採点を行い、各委員が採点した合計点の和が最も高い提案者を契約相手方候補とする。

### (2) 配点

合計点(100点)

各項目の配点および価格点の算出方法は、資料3「提案項目配点表」のとおり。

### (3) 合計点の最低基準について

合計点については、以下のとおり、最低基準を設ける。

各委員が採点した合計点の和が総合計点の6割に満たない場合は、最優秀提案者とししない。

## 8 契約

### (1) 契約手続

契約相手方候補と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(2) 仕様書(案)に記載のない事項が、提案競技において具体的提案として示された場合、協議

の上、仕様書に記載する。

## 9 その他の留意事項

- (1) 本企画提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の内容に関する質問には回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された企画提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出書類等に虚偽があった場合及び選定委員等に対する不正な行為が認められた場合は失格とする。
- (7) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (8) 企画提案書提出後において、企画提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (9) 本来業務の全部を第三者に委託することはできない

以上